

# ポジティブリスト制度(食品衛生法)の概要について

平成15年5月の食品衛生法の改正により平成18年5月29日に食品中に残留する農薬等(農薬、動物医薬品、飼料添加物)の規制に「**ポジティブリスト制度**」が導入された。

基準値(人の健康を損なうおそれがない量)以上の農薬が残留する食品の流通を禁止するため、これまでの「**残留農薬基準**」に加え「**暫定基準値**」・「**一律基準値**」が設定された。

## 1. ポジティブリスト制度の具体的なイメージ(農薬関係)

(ポジティブリスト制度施行前)

	作物名	アセチアリド (殺虫剤)	イマメクチン安息香 酸塩(殺虫剤)	アゾキシストロピン (殺菌剤)	テラコナゾール (殺菌剤)	1-ナフタレン酢酸 (植調剤)
残留 基準 値	米			5 ppm		基準 未 設 定
	小麦			0.5 ppm	0.05 ppm	
	大豆					
	ばれいしょ	0.5 ppm		0.03 ppm		
	キャベツ	5 ppm	0.1 ppm			
	チンゲンサイ					
	なし	5 ppm		2 ppm	0.5 ppm	
	ぶどう	5 ppm		10 ppm	0.5 ppm	



(ポジティブリスト制度施行後)

	作物名	アセチアリド (殺虫剤)	イマメクチン安息香 酸塩(殺虫剤)	アゾキシストロピン (殺菌剤)	テラコナゾール (殺菌剤)	1-ナフタレン酢酸 (植調剤)
残留 基準 値	米	0.01 ppm	0.01 ppm	5 ppm	0.01 ppm	0.1 ppm
	小麦	0.01 ppm	0.01 ppm	0.5 ppm	0.05 ppm	0.1 ppm
	大豆	0.01 ppm	0.01 ppm	0.5 ppm	0.05 ppm	0.1 ppm
	ばれいしょ	0.5 ppm	0.1 ppm	0.03 ppm	0.01 ppm	0.1 ppm
	キャベツ	5 ppm	0.1 ppm	0.5 ppm	0.01 ppm	0.1 ppm
	チンゲンサイ	5 ppm	0.5 ppm	5 ppm	0.01 ppm	0.1 ppm
	なし	5 ppm	0.01 ppm	2 ppm	0.5 ppm	1 ppm
	ぶどう	5 ppm	0.1 ppm	10 ppm	0.5 ppm	0.1 ppm

  : ポジティブリスト制度施行前に食品衛生法で設定されていた残留農薬基準

  : 暫定基準を設定(コーデックス基準、登録保留基準、諸外国基準を参考)

0.01 ppm : 一律基準値(0.01 ppm)を適用(0.01 ppm : 1億分の1)

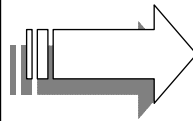
参考…ニュージーランド: 0.1 ppm、ドイツ: 0.01 ppm、米国: 0.01 ~ 0.1 ppm

ネガティブリストと**ポジティブリスト**について

旧制度(残留農薬基準 = ネガティブリスト)

**原則規制がない状態**

規制するものをリスト化  
(250 農薬、130 作物・約 9,000 件)  
特定の農薬・作物の組み合わせに基準を設定。  
基準値を超える残留は禁止



**ポジティブリスト制度(H18年5月29日~)**

**原則規制(禁止)された状態**

**例外を認めるものをリスト化**  
(799 農薬、約 140 作物・100,000 件)  
全ての農薬・作物の組み合わせに基準を設定。  
一定量を超える残留は禁止